

東川町産業振興支援条例

(目的)

第1条 この条例は、産業振興が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地、起業化等の投資促進並びに経営安定のための資金融通に対する支援により、本町産業の活力向上を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項で規定する法人（以下「法人」という。）及び個人をいう。
- (2) 立地 町内に事業場を有しない企業等が、第6号に掲げる業を開始することをいう。
- (3) 増設 町内に事業場を有する企業等が、新たに投資することをいう。
- (4) 起業化 企業等が町内で新たに投資し、第6号に掲げる業を開始することをいう。
- (5) 投資 企業等が事業場を設置するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産取得のための投資をいう。ただし、土地については農業及び林業を営むために取得した田、畑及び山林は除く。
- (6) 事業場 統計法（平成19年法律第53号）に規定する統計基準として、総務大臣が公示する日本標準産業分類に定める大分類の産業の内、農業、林業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、教育・学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）で規則に定める中分類の産業（以下「業」という。）を行う施設をいう。
- (7) 緑化 企業等が立地又は増設し、かつ事業場を花木、芝等で植栽することをいう。
- (8) 資金融通 町が指定する金融機関が、町と協議して定める制度により、町内に事業場を有する企業等に対し、経営安定のための資金を貸付けることをいう。
- (9) 支援 投資に対する地方税法第6条の規定に基づく固定資産税の課税免除、不均一課税又は投資及び緑化に対する補助金の交付、並びに資金融通における保証料及び支払利息に対する補助金の交付をいう。

(原資の預託)

第3条 町長は、第2条第8号に規定する資金融通のための資金及び支払利息の利率低減のための原資とすることを条件として、予算の範囲内において預託することができる。

2 前項により預託する場合の預託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で町長がこれを定める。

(支援の種類等)

第4条 町長は、美しい東川の風景を守り育てる条例（平成14年東川町条例第1号）に定めるものに適合する立地、増設、起業化及び緑化による投資促進、並びに経営安定のための資金融通に対し、別表に掲げる支援を行うことができる。ただし、地方税法（昭和25年法律第266号）及び東川町税条例（昭和29年条例第10号）の規定に基づく新築住宅に対する固定資産税の減額適用となる場合、その軽減額が、この条例に基づく軽減額を超える場合は、当該家屋についてはこの条例に基づく課税免除、不均一課税は適用しない。

2 増設及び起業化に該当する場合はいずれかとする。

3 町長は、住民福祉向上に特に貢献すると認めた場合には支援の要件等を緩和することができる。

(支援の申請)

第5条 前条の支援を受けようとする企業等は、町長が定めるところにより事業計画書を提出し認定を受けるとともに申請書を提出しなければならない。ただし、資金融通に対する支援の申請は別に定める。

(支援の承継)

第6条 町長は、第4条に定める支援の期間中に他の企業等が経営を承継した場合、引き続き残余期間につき支援することができる。ただし、地方税法第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続により他の企業等が投資を行う場合はこの限りではない。

(支援の取り消し)

第7条 町長は、次の各号の一に該当する場合、又は該当すると認めるときは支援を取り消すことができる。

- (1) 支援の要件を欠くに至った場合
- (2) 偽りその他不正の手段により支援を受け、若しくは受けようとした場合
- (3) 事業場を閉鎖したと認めた場合
- (4) 町税及び公課を滞納並びに繰上徴収を行った場合
- (5) 前各号に掲げるほか、町長が不相当と認めた場合

2 町長は、企業等が町税及び公課を当該年度の納期限から1年を経過するまでの間に全額を納付しない場合においては、直ちに支援を取り消さなければならない。

(財産の管理及び処分)

第8条 別表に定める起業化及び緑化の支援(以下「補助事業」という。)を受けた企業等は、補助事業により取得又は増加した資産及び設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業の完了した日から5年間は、補助事業により取得又は増加した資産及び設備等の処分をしてはならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(支援の特例措置)

第9条 町長は別表に定めるもののほか、第1条に規定する目的達成のため、災害その他特に必要と認める場合は特別な支援をすることができる。

(施行規定)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条、第8条、第9条関係）

支援の区分	支援の種類と要件	支援の内容
投資促進	<p>立地 企業等の投資した額が3,000万円以上で当該事業場の従業員数が5人以上（うち地元雇用割合が概ね20%以上であるもの。）の場合</p> <p>増設 投資した額が、法人は3,000万円、個人は1,000万円以上の場合</p> <p>起業化 企業等の投資した額が3,000万円未満で1人以上の専従者を有し、起業化してから1年以内の場合</p> <p>緑化 企業等の立地又は増設の支援の要件を満たす場合</p>	<p>① 東川町税条例の規定にかかわらず、事業場取得後、事業開始により初めて固定資産税を賦課される年度から3年度分については固定資産税の税率を100分の0.7とし、その後2年度分については100分の1.05とする。ただし、不均一課税による1年度分の固定資産税額が1,000万円を超える場合は、本来の固定資産税額から1,000万円を控除した額を賦課するものとする。</p> <p>② 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条又は第16条に基づく計画の承認を受けた場合は、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、東川町税条例の規定にかかわらず固定資産税を賦課される年度から3年度分については課税免除し、その後2年度分については、固定資産税の税率を100分の1.05とする。ただし、家屋のうち事務所部分並びに償却資産のうち機械及び装置等に対して課する固定資産税については、①の支援内容に準じるものとする。</p> <p>同上</p> <p>投資した額の3分の1以内の額を補助する。ただし、100万円を上限とする。</p> <p>事業場を取得してから支援を受けている期間内において緑化整備のために要した費用の3分の1以内の額を補助する。ただし、100万円を上限とする。</p>
経営安定	<p>資金融通 経営における運転資金（第2条第6号に規定する産業のうち、農業を除く。）、又は建物、土地、及び機械等の取得、並びに研究開発に関する資金の融資を受ける場合</p>	<p>融資に係る保証料及び支払利息の一部を補助する。</p>